

県農業公社（農地中間管理機構）は 円滑な農地の貸し借りを公的な立場でサポートします

県農業公社は、4つの安心の仕組みで農地の貸借をお手伝いします。

- 知事の指定を受けた県内唯一の機関です
- 市町村に窓口手続きを代行いただいています
- 市町村農業委員会総会の審議を経て手続きを行います
- 知事の認可・公告を経て契約が成立します



〈出し手のメリット〉

- 賃料は農業公社が受け手から徴収し、お支払いします
- 貸された農地は、契約期間満了後に確実に戻ってきます（更新可能）
- 相続税、贈与税の納税猶予が継続されます（税務署への届出が必要）

〈受け手のメリット〉

- 出し手が複数でも賃料は公社が一括して口座から引き落とすため、賃料支払の事務は不要です（振込手数料なし）
- 分散した農地の集約化が可能となり、作業効率や生産性の向上につながります

手続きは役場農政課または農業委員会で行うことができます。

〈問い合わせ〉公益財団法人 県農業公社 Tel096 (213) 1237

村アプリをご活用ください



【公式アプリ】

公式アプリでは、ホームページより発信する新着情報や緊急情報、避難所の開設状況などさまざまな村からのお知らせを配信しています。また、防災無線で放送した内容も確認できますので、各ご家庭に設置されている戸別受信機としての機能を有しています。



iOS版



Android版

【みなみあそポケット】

みなみあそポケットでは、村を訪れる人が「活かした」地域情報を入手できる観光メディアと、住む人同士がお互いに助け合うことができるアプリで構成された「気軽に参加できる優しいメタバース」を提供するアプリです。



iOS版



Android版

ぜひ、村アプリをご活用ください。

〈問い合わせ〉企画観光課 企画係 Tel0967 (67) 1112